

3. 整備に向けて

工事施工までの基本計画、基本設計・実施設計の段階において、検討しておくべき視点と課題について整理するとともに、対応の方向性や具体的な取組、調整が必要と考えられる主体について整理する。

(1) 建築物の整備にあたっての留意点

課題	整備にあたり、庁内・関係機関との調整が必要
具体的内容	
(道路・河川課)	
- 敷地は水路に囲まれており、6m道路への接道要件を満たすには、暗渠・通路橋をかける等の対応を行い、車道の道路区域の変更を行う必要がある。また、水路について暗渠化等の対応を行う場合、水路の拡幅等の検討が求められる。 道路基盤が脆弱であり、周辺には農業用水があり、拡幅が難しい道路もみられる。	
(都市計画課・乙訓土木事務所)	
工事の際、造成等、敷地形状の変更等が発生する場合、開発行為に該当し、9m以上の接道が求められる。	
(水道施設課)	
- ポンプ場の解体工事の範囲や工事期間の調整が必要。 - 当該敷地は地盤が脆弱で、ポンプ場整備の際、地下構造物の撤去について検討が必要。全ての地下構造物を除去する場合長期の工事期間となること、除去した際の周辺住宅地の地盤への影響も懸念される。 - 周辺道路で予定されている「いろは呑龍トンネル」工事等との期間の調整が必要。	

対応の方向性	庁内・関係機関との横連携の強化
具体的な対応策等（例）	
(道路・河川課)	
水路の拡幅や、道路整備の条件について協議の上整理が必要。	
(都市計画課・乙訓土木事務所)	
造成や接道のための工事にあたる開発許可の必要性、開発行為にあたる場合の接道の条件等について協議が必要。	
(水道施設課)	
ポンプ場解体工事にあたり、工事期間の調整や、解体の範囲について検討が必要。 - 特に、地下構造物の位置や撤去期間等について整理が必要。 - また、新施設整備にあたり活用予定の井戸等についても、使用可能か、解体工事の際どの程度残すかについて検討が必要。 「いろは呑龍トンネル」工事時期等の確認を行うとともに、工事期間の重複を避ける等、地域への影響を最小限にとどめる努力が必要。	

(2) 近隣対策にあたっての留意点

課題	住宅地や農地と隣接した敷地での施設整備となり、様々な配慮が必要
具体的内容	
・東ポンプ場は 1971～1983 年に整備されており、解体にあたっては外壁等にアスベスト含有の可能性があるため、調査の上含有の場合は別途対策が必要。 ・住宅地に隣接しているため、特に地下を有するポンプ場の解体及び体育館の新築工事による騒音や振動対策が必要。 ・大型車両の進入は国道 171 号からの東側道路に限定されるため、沿道の交通安全対策が求められる。 ・太陽光パネルを設置する場合、近隣に対して反射光の配慮が必要。 ・敷地北側には田地が広がっており、日照や夜間の照明による光の影響への配慮が必要。 ・体育館や広場等の整備後の利用時間帯等について、近隣住民との情報共有・合意を得ておく必要がある。	
対応の方向性	施設整備や整備工事に対する近隣住民等からの理解の獲得及び工事の際等の物理的対策の徹底
具体的な対応策等（例）	
・有害物質の飛散防止策の徹底や整備工事の際の騒音・振動対策の徹底、大型車両通行時の交通安全対策の徹底を図るとともに、近隣住民に対して、丁寧な説明を行っていくことが必要である。 ・パネルの設置場所や設置角度に配慮するとともに、必要に応じて反射光シミュレーションを行い、反射光の影響の発生予防に努める。 ・日影シミュレーションの実施や施設運営時間等を想定した上で、工事までに農業従事者及び近隣住民に丁寧な説明を行っていく。	

◆予定場所と周辺環境の状況



(3) 防災機能充実にあたっての留意点

課題	防災機能充実のため、地域住民や消防、インフラ管理者等との協議・調整が必要
具体的内容	
・近隣等での火災発生時における消火活動に必要となるスペースや緊急車両の広場部への乗り入れ等について確認する必要がある。 ・防火水槽や消火栓の設置の必要性を確認の上、設置規模や設置個所の検討を行う必要がある。 ・避難所が開設された場合、停電や水道管破損等にも避難生活に影響が出ないよう防災井戸設置等で生活水の確保について検討する必要がある。 ・避難生活開始後の汚水排水対策についても検討が必要。 ・災害に備えるための保存食等の備蓄品や救助道具等、具体的な内容、ボリュームについて検討する必要がある。 ・地域の中での新施設の避難所としての位置づけ、運用主体や避難所運用の方法について、市の方針・地域住民の意見を聞きながら検討する必要がある。	
対応の方向性	関係機関との協議による防災能力のスペック向上や役割分担等の整理
具体的な対応策等（例）	
・具体的な活動スペースや活動規模等の確認、防火水槽・消火栓の必要性等の確認のため、乙訓消防組合や消防団と協議を行い、広場規模や乗り入れ部の舗装材等の検討、防火水槽の規模等について検討を行っていく。 ・非常時の汚水排水について下水道施設課に確認を行う必要がある。また、ポンプ場に設置されている既存地下躯体を活用し、地下湧水槽を設置することも考えられるため、既存施設の構造等の確認については水道施設課に、設置の際の留意点や水害時の逆流、下水管破損時等の対応について下水道施設課と協議する。 ・校区内の備蓄品等を管理する長岡第八小学校区地域コミュニティ協議会の防災部会や消防団等と協議し、備蓄能力の強化や既存防災倉庫等との役割分担、避難所運営等について確認を行う。	



課題	スポーツ機能検討のため、市の方針の確認、地域住民や関係団体との協議・調整が必要
----	---

具体的内容	
・公共施設総合管理計画等を参照し、市内スポーツ施設の役割分担を整理する必要がある。 ・新しいスポーツ施設、屋外空間等の整備にあたり、どのような機能が必要か今後具体的に検討していく必要がある。 ・新施設は、スポーツ施設として管理運営を行うことになるが、非常時の役割や日常時の防災の啓発等の取組について検討する必要がある。また、周辺地域の集会所としての利用や、地域住民の優先利用等について地域住民から要望が出されている。	

対応の方向性	関係機関、地域住民、関連団体との協議による機能・管理運営体制の検討・整理
--------	--------------------------------------

具体的な対応策等（例）	
・公共施設総合管理計画や、スポーツ推進計画を参照の上、担当課と協議し、長岡京市内での新施設の役割や既存施設との役割分担の整理等について検討する。 ・具体的なスポーツ施設としてのニーズや必要な機能の規模等の確認のため、西山公園体育館、スポーツセンター等を利用する関係団体や地域のスポーツ団体である「8スルクラブ」等と協議を行い、機能や規模等について検討する。 ・災害時や防災啓発の面での管理者の役割の整理、仕組みづくり等を検討するとともに、周辺地域住民や地域団体の利用意向を確認し、管理運営の内容や体制づくり等について検討を行う。	

・公共施設総合管理計画

	建設年度	敷地面積	延床面積	階数	方向性
スポーツセンター	1980 年	21,144 ㎡	1,426 ㎡	1	・耐震化、機能の向上を目指した建替え（グラウンドは拡張を含めた再整備） ・当該地が浸水想定区域にあることや周辺自治体の施設整備の動向を見定める必要があり関係団体と協議し慎重に協議を進める ・再整備までの間は施設の安全確保や環境改善のための計画的な修繕
西山公園体育館	1986 年	23,609 ㎡	7,184 ㎡	2	・適切な維持管理に努め、長寿命化を推進 ・設備を含めた修繕を計画に実施 ・安心して利用できる施設環境の確保

(4) 住民参加の取組の継続

課題	計画・設計段階においても住民参加を促進し、地域の防災意識の向上と、いざという時に役立つ施設にしていけることが必要
具体的内容	
・今年度以降、施設整備に向けた計画づくりや設計段階においても、住民の意見を聞く場を設け、避難エリアの割り振り等、地域の実情に応じた防災・避難体制を構築していく必要がある。 ・計画づくり・設計段階において、地域住民に予定場所や新たな施設への関心を高めてもらい、実際に足を運んでもらえるような取組を行うことが必要。 ・地域住民等に、日ごろから施設を使ってもらうことで、フェーズフリーな機能をフルに発揮できることから、日常的に利用してもらえる施設づくりや環境整備が必要。 ・周辺地域には自治会未組織の地域もあり、普段から地域で集まる場所や機会の不足や、周辺地域コミュニティ組織とのコミュニケーション不足に対し不安の声が出されている。また、自治会組織のある地域についても、防災の取組に参画する人の固定化や高齢化等に対して不安の声があり、普段地域コミュニティの集まりに参画しにくい人や、防災の取組に興味薄い人にも興味を持ってもらえるような周知の方法を考える必要がある。	
対応の方向性	近隣住民が参加するワークショップや予定場所を使った防災イベント等の開催
具体的な対応策等（例）	
・今後、施設の計画・設計段階においても、近隣住民の意見を取り入れていくことが重要。 ・例えば、具体的な施設の機能や役割、平面計画等を踏まえ、実際の避難誘導エリアを設定し、避難路等を確認した上で、近隣住民参加の R-DIG（※1）開催、施設の利用が想定される長岡第八小学校区地域コミュニティ協議会の防災部会や城の里自治会等の団体への具体的な利用ニーズの確認等を行っていくことが重要である。 ・芝生広場や遊具広場等を活用し、住民が気軽に参加できる防災イベントを開催する等、防災意識の向上や施設への関心向上につなげていく。（自治会と未組織地域、近隣住民同士の情報交換、コミュニティ形成の場となることが期待される。） ・例えば、乙訓消防組合や消防団と連携し、施設を活用した避難訓練の開催や災害時の活用が想定される非常食の作り方・試食会、避難生活のためのテントの張り方教室、防災グッズの展示・相談会等の開催、また、軽スポーツの要素を組み込む等、だれもが気軽に参加できる取組について検討を行う。	
（※1） R-DIG：水害を想定し、地図等を用いて地域の課題をイメージしながら行う図上訓練。River（川） - Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字。	
	
R-DIG(小矢部市)	マンホールトイレの組立訓練(長岡第五小)
 いつもの家間に、しすいを。 エントランスファニチャーとして フェーズフリーに使える住宅用止水ボックス(㈱ダイクレ)	 団地 de キャンプ 防災グッズ使い方講座(東京都 UR 団地) 防災体験イベント 応急措置訓練(長野県) 防災キャンプ テントの張り方教室(沖縄県)

課題	地域住民・地域団体の防災活動体制への懸念、災害時の不安の払しょくが必要
----	-------------------------------------

具体的内容	
・ 長岡第八小学校区では、防災の取組が活発に行われているが、地域の防災組織の役割分担や、他地域で活動する組織の動きが分からない等といった意見が出されている。 ・ 避難所の場所、水害時と地震時の避難場所の周知、備蓄の内容等、市の取組や地域の取組に関して、同じ地域に住む住民の間でも情報の伝達度合いに差があり、情報発信の工夫が求められている。 ・ 予定場所周辺は小畑川等が近くに流れており、水防団がある地区に限られており、水防体制や、若い人の参画が少ない等、地域の防災体制に課題を感じているといった意見が出されている。	

対応の方向性	防災の取組の情報発信の仕組み作りや地域の防災体制の再整理等について検討・支援を行う
--------	---

具体的な対応策等（例）	
・ 地域の防災組織同士が情報交換できる場づくり。 ・ 市や地域の取組に関する情報発信の工夫、仕組みの構築。 ・ 地域での防災まち歩きや、ワークショップ等避難場所の確認や防災設備、避難ルート等の確認を行う。 ・ 地域の防災組織、水防団の役割や、体制について情報共有や具体的な役割の確認を行うとともに、地域住民の一層の参画について検討を行う。	

・ 防災まち歩き・ワークショップイメージ



危険個所の確認



消火器等設備の確認



避難場所等の共有



避難場所等の共有

(5) 補助制度の整理

本事業における施設整備に活用可能性のある補助金・交付金制度について、以下の通り整理した。今後これらの活用を検討し、市の財源負担の軽減を図るとともに、残りの事業費については地方債や一般財源を充当することを想定する。

本事業に活用できる可能性のある補助金・交付金

補助事業名称	所管	概要
都市防災総合推進事業	国土交通省	対象事業：⑤地区公共施設等整備（地区緊急避難施設） 交付対象：地方公共団体 交付率：1/2
都市構造再編集 中支援事業（個別支援制度）	国土交通省	対象事業：10.地域生活基盤施設 等 交付対象：地方公共団体 交付率：1/2
社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金による集中支援）	国土交通省	対象事業：都市再生整備計画事業、都市防災総合推進事業 等 交付対象：地方公共団体 交付率：1/2
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	環境省	対象事業：1号事業設備等導入事業 地域防災計画において、避難施設又は防災施設として位置付けている公共施設等 ①再生可能エネルギー設備等、②定置用蓄電池、③省エネルギー設備、④上記に付帯する設備 交付対象：地方公共団体 交付率：2/3,1/2
学校体育諸施設整備事業 学校施設環境改善交付金	文部科学省 スポーツ庁	対象事業：事業区分21 地域スポーツセンター新改築、改造 交付対象：地方公共団体 算定割合：1/3
スポーツ振興くじ助成金	独立行政法人日本スポーツ振興センター	対象事業：総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブハウス）整備事業 助成対象：市町村等 助成割合：4/5（助成金上限 60,000 千円等）

出典：・都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)の運用指針（案）（令和5年7月）

- ・都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱（令和5年4月施行）
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業公募要領（令和5年度補正二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）（令和6年1月）
- ・学校施設環境改善交付金交付要綱（令和5年4月1日改正）
- ・スポーツ振興くじ助成金交付要綱、実施要領（令和5年11月8日改正）